

第三者評価結果報告書

総括	
対象事業所名	横浜市港北保育園（2回目受審）
経営主体(法人等)	横浜市
対象サービス	認可保育所
事業所住所等	〒222-0023 横浜市港北区仲手原2-20-19
設立年月日	1949年 8月 1日
評価実施期間	平成27年 9月 ～平成28年 3月
公表年月	平成28年 7月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部
評価項目	横浜市版
総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）	
【施設の立地・特徴】	
1.立地および施設の概要	
園は1949年に開園し、0～5歳児を対象として定員98人、現在108人が在園しています。東急東横線妙蓮寺駅から徒歩10分の静かな住宅街の中にあり、2階建ての独立した園舎となっています。園庭に野菜用プランター、砂場、遊具を備え、子どもたちは活発でのびのびした園生活を楽しんでいます。当園は港北区の育児支援センターとして位置づけられており、園庭内に育児支援棟を設け専任保育士が配置されています。	
2. 保育理念と園目標	
保育理念は「すべての子どもたちが、自分を“かけがえのない存在”と感じ、自信をもって生きていけるように、子どもたちが現在をもっともよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことができるように、大人が手を携え、幸せに生きる権利を保障していく」であり、園目標「元気に遊ぶ子ども」「自分で考え行動できる子ども」「感性豊かな子ども」「自分も人も大切に子ども」を掲げています。	
【特に優れていると思われる点】	
1. 自然に触れ、探究心、創造力を高め、学ぶ楽しさを味わう保育	
ゴーヤを栽培しておんぶバッタ、かまきり、トンボなどが到来するのを観察し図鑑と見比べたり、かぶと虫やアゲハチョウの幼虫を飼育するなど、子どもたちは生きた教材を通して命の尊さを学んでいます。幼虫→さなぎ→チョウに変化するのを観察し、感動した子どもたちの発想で運動会の親子競技に取り入れ、幼虫役になった子どもが担架で運ばれたり、お楽しみ会のオペレッタのストーリーに取り入れました。また、自然の多い公園に行くと鳥や虫の声を聞き、草や木の葉の色から自然の変化を知り、枯葉、どんぐりなどでままごと遊びに興じるなど、四季の自然を満喫しています。これらの日常の取り組みをとおして、子どもたちは物事を探究し、創造力を高め、学ぶ楽しさを味わっています。	
2. 食への興味・関心を高める取り組み	
食育目標を「楽しく食べて 元気に生活できる子ども、食物に興味を持ち 自然の恵みを大切に思う子ども、食に関わる人に 感謝の気持ちをもつ子ども」とし、年齢ごとに「ねらい、健康、人間関係、文化、命の育ち、料理」の観点から食育指導計画を作成し、保育現場に反映しています。プランターでパセリ、ブロッコリー、水菜、稲などを栽培して食材にしたり、昼食時にはメニュー内容をお当番さん	

が読み上げ、食事中は職員が一人一人に声をかけて食事が楽しくなるようにしています。年長児は「げんキッズ」活動と称して、食材の皮むきをしたり、三色の分類に従ってその日の食材の写真を廊下に掲示して、食への興味・関心を高めています。

3. 地域育児支援への取り組み

当園は港北区の育児支援センターとして位置づけられており、園庭内に育児支援棟を設けて専任保育士が区内の保育施設間の交流の橋渡しを行い、地域親子が有効活用しており、また、平日に常時行っている園庭開放・育児相談、年6回の育児・食育講座の開催、毎月2回行う交流保育、毎月行う赤ちゃんサロンや誕生会、ベビーステーションなど、地域の育児支援活動に取り組んでいます。園の子どもたちは自由遊びで、園庭開放で訪れた地域の親子と一緒に遊んでいます。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

1. 乳児の個別指導計画の実施結果について個人別記述を

0～2歳児の個別月間指導計画書の指導結果はクラス全体についての記述になっています。子ども一人一人について心の育ち・意欲・取り組む過程について記述し、次月の計画に反映することが期待されます。

2 保育方針・保育課程について期途中採用の非常勤職員に丁寧な説明を

保育方針・保育課程について、期途中採用の非常勤職員に対してさらなる丁寧な説明をし、理解をしてもらうことが期待されます。

評価領域ごとの特記事項

1.人権の尊重

- ・職員は、子ども的人格を辱めたり自尊心を傷つけたりすることのないようにしています。港北区主催の「人権研修」を毎年必ず全職員が受講しています。
- ・職員は、子どもの気持ちを大切にし、せかすような言葉はなるべく使わないようにするとともに、子どもの発言や気持ちを受け入れるようにしています。
- ・友だちや職員の視線を意識せず一人で過ごせる場所を用意し、また、プライバシーを守れる場所として、事務室と育児支援棟を使用することもあります。
- ・職員は採用時、ボランティアと実習生にはオリエンテーション時に個人情報の取り扱いや守秘義務について説明し、誓約書を提出してもらっています。個人情報が記載されている書類は、事務室のキャビネットに施錠・保管し、外部への持ち出しを禁止しています。
- ・日常的な保育の中で、遊びや持ち物、服装などで性別による区別をせず、遊びや行事の役割も男女の区別をしていません。

2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

- ・保育課程は、年齢ごとの発達過程に応じて、理念・方針・園目標に沿うように子どもの最善の利益を最優先して作成しています。
- ・年間指導計画、月間指導計画、週案を作成し、子どもたちの様子から汲み取った意思、意見を大切に子ども主体性を育てるようにしています。
- ・0～2歳児については、月間指導計画に基づいた個別指導計画を一人一人の発達に合わせて個人別に全員作成しています。

・子どもがおもちゃや絵本、教材を自分で選んで取り出せるように低い棚に収納し、年齢や発達にふさわしいおもちゃや絵本を用意しています。

・子どもたちの意見や自由な発想を大切に、行事のテーマや手作りおもちゃの製作に取り入れています。

・ブロッコリーなど野菜を育て、かぶと虫やアゲハチョウを幼虫から育てています。日常の散歩で地域の公園に行き、花や枯葉、どんぐりなど自然に触れて遊んでいます。よく見て観察し、わからないことは図鑑で調べています。

・幼児のけんかではすぐ仲裁に入らず、子ども同士で解決するように見守り、双方の子どもの気持ちを代弁し仲直りさせています。

・荒天以外の日は、毎日散歩などの屋外活動を取り入れ、発達過程によって公園を選んでいきます。

・職員は子ども一人一人の食べる量を調節して完食の喜びを感じるようにし、授乳は子どもが欲しがるときに抱っこして声をかけながら与えています。

・旬の食材を使い食欲を増すように工夫しています。食材の産地を明示し、調理職員と園長が食材を管理しています。食器は陶磁器を使用しています。

・玄関にその日のメニューと提供した給食、おやつの実サンプルを展示し、6～7月ごろに給食試食会を行っています。

・午睡時は保育室の電気を消し、0歳児は5分おき、1歳児は10分おきに呼吸チェックおよび体位の確認を行い保育日誌に記録しています。5歳児は1月ごろから徐々に午睡時間を短くし、3月から午睡を無くしています。

・子ども一人一人の排泄のリズムに合わせてトイレ誘導をしています。トイレトレーニングは、1歳児後半ごろから一人一人の発達状況に応じて進めています。

・保育の基本方針については、入園説明会やクラス懇談会で説明しています。

・0～2歳児は全員に連絡帳があり、園での様子を記載し、保護者からのコメントにも返事を書いています。3歳児以上は、連絡カードを使用しています。保護者の個別面談は年1回行っています。

・園からは「園だより」「給食だより」「クラスだより」を発行し園の様子を保護者に知らせています。

・保護者会があり、保護者会と園とは「子どもたちのためにお互いに協力し合う」ことに合意しています。

3.サービスマネジメントシステムの確立

・5歳児について年度末に保育所児童保育要録を対象の小学校に郵送、手渡し、(含む口頭説明)しています。

・「児童票」の経過記録は、0歳児は個人日誌に毎日、1～5歳児は半年ごとに「児

「児童健康台帳」など決められた書式で保管しています。

- ・配慮を要する子どもを積極的に受け入れ、障がいの特性を把握した上で、発達に合わせた個別支援計画を作成しています。

- ・日々子どもの観察を通して異常の早期発見に努め、虐待が疑わしい場合や明白になった場合は横浜市北部児童相談所に通告する体制になっています。

- ・入園前の面接時に保護者からアレルギーについて聞き、主治医の生活管理指導票を提出してもらい、適切な除去食を提供できるようにしています。食物アレルギーのある子どもへの給食提供時はトレイの色を変え、ラップをかけて名前と除去内容を明記し、複数の職員が確認しています。

- ・外国籍の親を持つ子どもの入園時には、保護者から慣習の違いや宗教上の除去食など配慮すべきことを確認して対応しています。

- ・苦情・要望の受付、解決責任者は園長とし、第三者委員の氏名・連絡先と共に玄関に掲示して保護者に周知しています。

- ・健康管理マニュアルが整備されており、入園時に保護者に「児童健康台帳」を提出してもらっています。

- ・健康診断は年2回、歯科健診は年1回行い、子ども一人一人の健康診断・歯科健診の結果は「児童健康台帳」「歯科健康診査票」に記録し保管しています。

- ・感染症などへの対応マニュアルがあり、登園停止基準や保育中に感染症の疑いが生じた場合の対応が明記されています。保育中に発症した場合は、速やかに保護者に連絡し、迎えを依頼しています。

- ・安全管理マニュアルが整備されており、職員は幼児安全法の研修を受けています。

- ・緊急連絡体制は、緊急連絡網があり、避難訓練と通報模擬訓練を月1回定期的に実施しています。

- ・玄関はオートロック式になっていて、来訪者をモニターで確認してから開錠し、不審者侵入を防止しています。

4.地域との交流・連携

- ・幼保小教育交流事業の5歳児交流のドッジボール大会に参加して他園の子どもたちと交流し、また、自治会館に集う高齢者と園児が定期的に交流しています。

- ・運動会、お楽しみ会など保育園の行事には主任児童委員、自治会長、町内会長、小学校長などを招待しています。

- ・「園庭開放」と「施設開放」を月～金曜日に実施し、併せて絵本の貸し出しも行っています。

- ・NPO法人びーのびーの発行の「びーのびーの幼稚園・保育園ガイド」に園の情報を載せています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア受入マニュアル」と園独自で作成したパンフレット「体験してみよう保育園」に沿ってオリエンテーションを行っています。
5.運営上の透明性の確保と継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市制定の就業規則に倫理規程、服務規程を明記し、職員が不正・不適切な行為を行わないよう入職時の研修で周知しています。 ・牛乳パック、ペットボトル、段ボールなどの廃材でおもちゃを作成し、子どもたちの製作にも利用しています。電気をこまめに消し園内の節電を行っています。 ・園の重要な意思決定（定員の変更、支援棟の設置など）について保護者に説明し、職員の異動や体制など保護者懇談会で経過を説明しています。 ・横浜市制定の「人材育成ビジョン」に従い、主任クラスの人材育成が計画的に行われています。 ・運営に関する重要な情報は横浜市こども青少年局、港北区こども家庭支援課が情報を集積・分析し園に情報を提供しています。
6.職員の資質向上の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市制定の「人材育成ビジョン」に基づき、横浜市が年間研修計画を企画実施しています。 ・職員は年度初めに同シートを作成し、横浜市および港北区の研修計画、外部研修計画から受講項目を選び、年3回（園長が職員と面談して、立案内容、実施状況を確認しています。 ・研修参加者は受講後研修記録を回覧し、カリキュラム会議で研修内容を報告しています。 ・非常勤職員は港北区の研修、横浜市こども青年局の非常勤職員向けの研修を受けることができます。また、非常勤職員は園内研修に参加しています。園内研修として、ゴミ分別、お手玉あそび、紙人形劇などを行いました。